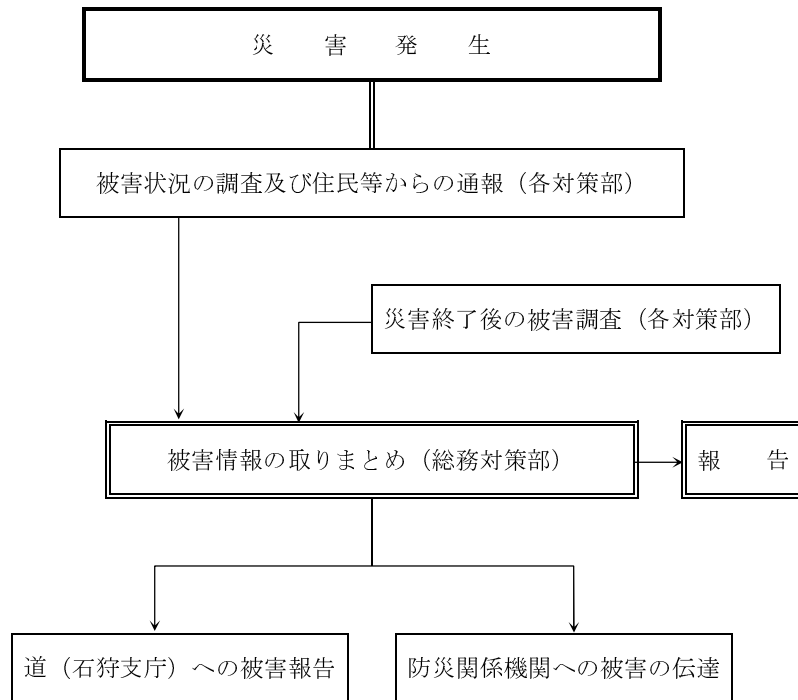


第5節 被害情報の収集・伝達

第1 被害情報の収集・伝達・報告

1 被害情報の流れ



2 被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時 期	災 害 発 生 直 後	災 害 発 生 3 日 以 降
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害、被害の状況、特に生命に関する情報 ○ 交通、道路情報 ○ 避難、避難場所関連情報 ○ 医療関連情報 ○ ライフライン情報 ○ 職員の動員情報 ○ 救援物資情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅関連情報 ○ 罹災証明、義援金情報 ○ 倒壊・浸水家屋関連情報 ○ 各種貸付、融資制度情報 ○ 各種減免措置情報 ○ 見舞金等支給情報 ○ 各種相談窓口情報 ○ 教育関連情報

3 北海道（石狩支庁）への報告

地震災害対策編第3章第4節第2「3 北海道（石狩支庁）への報告」に準ずる。

第2 被害調査担任

地震災害対策編第3章第4節「情報の収集・伝達」の表中、「被害状況調査報告」欄に準ずる。